

Q 派遣労働者の有給休暇の申請に、時季を変更できるか

A

年次有給休暇の請求があったとき、事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に与えることができるという時季変更権が使用者にはあります。

ただし、派遣労働において時季変更権が認められるのは直接の雇用者である派遣元であり、派遣先に時季変更権はありません。

このような場合に備えて、派遣元に代替労働者の提供を求めることができる旨を契約しておくのが通常ですので、どうしても休まれては困る場合には、代替労働者の提供を受けることになります。

なお、派遣元が時季変更できるかどうかですが、事業の正常な運営を妨げるかどうかは派遣元の事業に関して判断され、具体的には代替労働者の確保が問題となります。派遣先が多忙だからといって、派遣元が時季変更できるわけではないので注意が必要です。